

- 御代替わりに伴う儀式に関する最高裁判決は3例<sup>※</sup>。全て住民訴訟で知事等の儀式への参列の合憲性が争われたもの。
- いずれも知事等の参列はいわゆる目的効果基準に照らし、政教分離原則に反しないとして、被告である県側が勝訴。

- ①大分県主基斎田抜穂の儀参列違憲訴訟（H14.7.9第3小法廷）
- ②鹿児島県大嘗祭参列違憲訴訟（H14.7.11第1小法廷）
- ③神奈川県即位儀式・大嘗祭参列違憲訴訟（H16.6.28第2小法廷）

(注) 高裁判決としては、即位の礼・大嘗祭への国費支出が政教分離規定に反し、信教の自由や思想・良心の自由の侵害に当たるとして、①国費支出の差止め、②違憲確認、③損害賠償を請求した事件について、①・②については不適法な請求として却下、③については具体的権利侵害はないとして棄却され、国側が勝訴したもの（大阪高判H7.3.9）がある。

### 知事の大嘗祭への参列の合憲性が争われた最高裁判決（平成14年7月11日第1小法廷 抜粋）

#### 【裁判所の判断】

知事の大嘗祭への参列は、いわゆる目的効果基準に照らし政教分離原則に反しない

#### 【理由】

- (1)大嘗祭は、…皇位継承の際に通常行われてきた皇室の重要な伝統儀式である、(2)被上告人（注：知事）は、宮内庁から案内を受け、三権の長、国務大臣、各地方公共団体の代表等と共に大嘗祭の一部を構成する悠紀殿供饌の儀に参列して拝礼したにとどまる、(3)大嘗祭への被上告人の参列は、地方公共団体の長という公職にある者の社会的儀礼として、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇の即位に祝意を表する目的で行われたものであるというのである。
- これらの諸点にかんがみると、被上告人の大嘗祭への参列の目的は、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすものであり、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではないと認められる。
- したがって、被上告人の大嘗祭への参列は、宗教とのかかわり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではないと解するのが相当である。

### 知事等の即位礼正殿の儀への参列の合憲性が争われた最高裁判決（平成16年6月28日第2小法廷 抜粋）

#### 【裁判所の判断】

知事及び県議会議長の即位礼正殿の儀への参列は、いわゆる目的効果基準に照らし政教分離原則に反しない

#### 【理由】

- 憲法に日本国及び日本国民統合の象徴であると定められている天皇の即位に祝意を表する目的で、地方公共団体の長あるいは議会の議長の職にある者の社会的儀礼として、三権の長、国務大臣、各地方公共団体の代表等と共に、皇室典範24条の規定する即位の礼のうち伝統的な皇位継承儀式である即位礼正殿の儀に参列した行為は、その目的及び効果にかんがみ、憲法20条3項により禁止される宗教的活動には当たらないと解するのが相当である。

## 【参考】いわゆる目的効果基準が示された最高裁判決（昭和52年7月13日大法院 抜粋）

- 政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であつて、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。
- 政教分離規定の保障の対象となる国家と宗教との分離にもおのずから一定の限界があることを免れず、政教分離原則が現実の国家制度として具現される場合には、それぞれの国の社会的・文化的諸条件に照らし、国家は實際上宗教とある程度のかかわり合いをもたざるをえないことを前提としたうえで、そのかかわり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で、いかなる場合にいかなる限度で許されないこととなるかが、問題とならざるをえないのである。
- 右のような見地から考えると、わが憲法の前記政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらず行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが右の諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。
- 憲法20条3項は、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定するが、ここにいう宗教的活動とは、前述の政教分離原則の意義に照らしてこれをみれば、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであつて、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。
- ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあつては、当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、その順序作法（式次第）が宗教の定める方式に則つたものであるかどうかなど、当該行為の外形的側面のみにとられることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従つて、客観的に判断しなければならない。